

○本システムにおける登録及び入院の対象者について

本システムにおける登録及び入院の対象者は下記のとおりですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

☆登録対象者

65 歳以上で

- ① .在宅療養中の患者(訪問診療を行っている患者)
- ② .現在は通院中であっても、以下のような患者。
 - ア 要介護者等で、普段は何とか通院可能であるが、病状変化時には通院が困難となり、在宅での医療提供が必要となることが予測される患者
 - イ 独居や高齢世帯等で、病状悪化により一時的に在宅医療が必要となった時に、病状やその変化の伝達が不十分となり、医療機関が病状の把握を行うことが困難となることが予測される患者

☆本システムにおける入院依頼の対象

本システムでの入院対象となる状態

- 在宅での医療提供の制約(例:レントゲン撮影が困難、一日複数回の点滴が困難、病状変化が伝わりにくい)により、診断や治療が困難な場合
- 高齢者医療の特性(例:症状が非定型、重症化しやすい、環境要因に左右されやすい)により重度化する恐れのある場合
(例)肺炎かどうか診断に迷う時
脱水など在宅では治療が困難なとき
病状変化の原因が解明できない時

本システムでの入院対象とならない状態

- 急変や重篤な傷病の発生による緊急入院
- 長期療養のための入院
- 単なる介護者のレスパイトのための入院

救急	心肺停止、窒息 急性心筋梗塞 脳梗塞、脳出血 骨折 原疾患の急性増悪
本システム (在宅支援)	肺炎 脱水 肺炎？ 脱水？ 原因不明の体調不良、機能低下
介護保険	介護者のレスパイト 長期療養